

## 2018年度北海道最低賃金改正等に関する要望意見書

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、2017年の実質賃金も0.2%減となっています。特に、年収200万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも43万人と、給与所得者の26%に達しています。また、道内の非正規労働者86万人（雇用労働者の39.4%）のうち、35万人を超える方が最低賃金に張りついている実態にあります。

労働基準法第2条では、労働条件や賃金の決定は労使が対等な立場で行うものと定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

よって、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会におかれましては、平成30年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望いたします。

### 記

- 1 できる限り早期に全国最低800円を確保、2020年までに全国平均1,000円を目指すという目標を掲げた雇用戦略対話合意に基づき、最低賃金を引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額958円）を下回らない水準に改善すること。
- 3 無期転換制度の促進のために厚生労働省のキャリアアップ助成金を有効活用し、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効ある対策を図るよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

苫小牧市議会

【提出先】 北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会会長